



退職や就職をした場合は

保険証の切り替え手続きが必要です

退職して会社の健康保険を辞めたときや、就職して新たに会社の健康保険に加入したときは、自分で保険証の切り替え手続きをしてください。

退職後すぐに再就職をしない場合

- ① 社会保険などの任意継続をする
保険者が定めた申請期限内に、加入していた健康保険へ申請をしてください。

※社会保険や共済組合の健康保険の加入期間が退職した日まで継続して一年以上であれば、2年間継続できる場合があります。詳しくは加入している社会保険などの保険者にお問い合わせください。

② 国民健康保険(国保)へ加入する

退職日から14日以内に健康・保険課か西部支所に届け出てください。

- 必要書類
 - 健康保険等資格喪失証明書(退職した会社などから)
 - 印鑑
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
 - 窓口に来る人の身分証明書

☎【保険証】健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
☎【保険税】税務課 住民税係 ☎(232)4911

注意事項

国保の加入日は、前の社会保険などの資格を喪失した日です。国民健康保険税も資格の喪失日にさかのぼって課税されます。早めに加入手続きをしてください。

会社の健康保険証を受け取ったら

国保を離脱するために健康・保険課か西部支所に届け出てください。

- 必要書類
 - 国民健康保険証(離脱する人の分)
 - 新しく交付を受けた「健康保険証」
 - 印鑑
 - 窓口に来る人の身分証明書
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
- 注意事項
 - 国保を離脱するときは、必ずご自身で手続きが必要です。手続きが遅れると課税されたままになり、二重払いの恐れがあります。



早めに予防接種を受けましょう

☎ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

麻疹や風しんは、春～夏に流行します。早めに免疫を獲得するため、4月～6月に予防接種を受けましょう。小学6年生はジフテリア・破傷風(DT)二種混合を接種しましょう。

麻疹・風しん混合(MR)ワクチン

■ 麻疹(はしか)
感染力が強く、かかると約千人に1人の割合で脳炎を発症することがあります。予防接種により、95%以上の人が免疫を獲得することができますといわれています。

■ 風しん
感染力は、麻疹(はしか)ほどは強くありませんが、妊婦が妊娠初期にかかると、胎児に感染し、心臓病や難聴などを引き起こす「先天性風しん症候群」を起すことがあります。

ジフテリア・破傷風(DT)二種混合

ジフテリア・破傷風(DT)二種混合は、乳幼児期に受けた三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)予防接種の追加接種です。乳幼児期の予防接種だけでは抗体価が下がるため、追加接種を行い、抗体価を上げることが大切です。

■ 予防接種の内容

種類	対象者	接種期間	費用	接種場所
麻疹・風しん混合(MR)	第1期	1歳～2歳の誕生日前日	無料	令和2年度予防接種だよりに掲載
	第2期	小学校入学前の1年間(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)		対象者には、4月上旬に予診票と指定医療機関一覧表を送付します
ジフテリア・破傷風(DT)二種混合	小学6年生(令和2年度)	令和2年4月1日～令和3年3月31日		

成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチン接種の費用を一部助成します

■ 肺炎球菌とは

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌です。だ液などから飛沫感染し、肺炎や気管支炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。細菌によって生じる肺炎のうち、約30%は肺炎球菌が原因と考えられています。

■ 令和2年度の対象者

予防接種名	対象年齢	生年月日	回数
成人用肺炎球菌ワクチン	65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ	1回
	70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	
	75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	
	80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	
	85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ	
	90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ	
	95歳	大正14年4月2日～昭和元年4月1日生まれ	
	100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ	

■ 令和2年度の対象者

- ① 令和2年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人(左表参照)
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

※過去に一度でも23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。

■ 自己負担額 3,200円

■ 接種場所 指定医療機関

※①の対象者には4月中旬に個別通知します。町ホームページにも掲載します。

■ 医療機関へ持っていくもの

- 案内通知
- 保険証など住所が確認できるもの

■ 問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

令和2・3年度の

後期高齢者医療保険料が変わります

- 保険料は、被保険者一人一人が納めます。
- 保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一で、令和2年度からは保険料の上限額が62万円から64万円に変わります。
- 均等割額が47,900円から50,600円に、所得割率は9.26%から9.95%に変わります。

保険料の額

$$\begin{aligned} & \text{保険料額(年額)} \\ & \text{年額64万円が上限} = \text{均等割額} \\ & \text{(被保険者1人当たり)} \\ & \text{50,600円} \\ & + \text{所得割額} \\ & \text{(総所得金額等-33万円(基礎控除))} \times 9.95\% \end{aligned}$$

保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が次のとおり見直されます。

対象者の所得要件(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる場合	8割 → 7割
基礎控除額(33万円)を超えない世帯	8.5割 → 7.75割
「基礎控除額(33万円)」+[28万5千円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	5割
「基礎控除額(33万円)」+[52万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

■ 問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912